平成２３年（フ）第１２７６号
横浜市戸塚区矢部町1023番地２　築山コーポ203号
債務者　白井　美幸
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４号
静岡県富士市富士見台３丁目７番地の12
債務者　髙橋　厚子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２８４号
川崎市川崎区小川町16番地12　神崎ビル302
債務者　小宮山弘子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
岡山市東区瀬戸町南方1135番地　大岩守方
債務者　大岩　奈美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００号
岡山市南区南輝１丁目11番19号　A102号室、住民票上の住所岡山県倉敷市中島767番地10
債務者　森　　竜馬
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９７号
東京都町田市三輪町321番地２シャンポール斉藤Ｂ―205
債務者　小池　誠司
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３７号
静岡県浜松市東区大瀬町431番地
債務者　河内登志美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
静岡県浜松市中区尾張町123番地の４
債務者　金原真由美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
静岡県浜松市中区助信町21番３―408号　アーバンライフ助信
債務者　蕭鳴媛こと　武内　詩織
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
長崎県東彼杵郡川棚町上組郷227番地２
債務者　櫻井　正教
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
長崎県佐世保市花高３丁目２番４―502号
債務者　松永　孝憲
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
長崎県佐世保市世知原町栗迎20番地３　春口住宅60棟102、旧住所長崎県佐世保市世知原町栗迎100番地６
債務者　岡　美砂子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
長崎県佐世保市相浦町740番地２　アートハウス108号、旧住所長崎県佐世保市御船町９番25号　山口アパート２Ｆ奥
債務者　福田　政子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
長崎県佐世保市愛宕町200番地３、旧住所長崎県佐世保市天神５丁目23番１号
債務者　後藤　慶子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷339番地　コーポＭ10―102、旧住所茨城県常総市坂手町5949番地１
債務者　藤田　京子（旧姓軽部）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係